誓約書　様式

　横浜国立大学常盤台キャンパス移動販売事業者の公募において、以下の項目に該当する事項はありません。また、契約後に以下の事項に該当することが判明した場合は、

契約を解除することに異議を申し立てません。

1)　役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその

役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号にお

いて同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７

号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下各号において「暴力団員」という。）であ

ると認められるとき。

　　2)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する

暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している

と認められるとき。

　　3)　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加

える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

　　4)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど

直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認め

られるとき。

　　5)　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認めら

れるとき。

　　6)　事業者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手

方が1)から5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した

と認められるとき。（本学に派遣されるキッチンカーを含む。）

　　7)　事業者が、1)から5)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購

入契約その他の契約の相手方としていた場合（ 6）に該当する場合を除く。）に、本

学が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

（本学に派遣されるキッチンカーを含む。）

8)　本学が公表する「調達に関する国立大学法人横浜国立大学の基本方針」に係る誓約

書が未提出である場合。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　印